

ハ、診療及入院等の場合に於て保険患者と一般患者との間に特別待遇を爲さざるやうに保険料の取り締りを厳重にする事。(施行規則に新條を加ふる事)

ニ、保険費は保険患者に對して實質以上に傷病を重く診察し、適當の手術費及治療費を要求する傾向あり。嚴重に取らざる事。

ホ、保険費は保険患者の求めにより必ず處方箋を發行すべし。(施行規則第五十條の強化修正)

ヘ、事務簡捷を計り一切の手當金を傷病發生の日より十五日以内に支給する事。(健康保險法令第八十九條の修正)

ト、保険病院を六大都市及主要労働都市に建設する事。

チ、前掲(ハ)(ニ)(ホ)に背反する行為ありたるときは該保險費に對し五百圓以下の罰金に處する旨の制裁規定を設くる事。(施行規則第八十條の修正)

以上

**労働組合要綱**

一、本法に於て労働組合と稱するは労働條件の維持改善及其他被労働者の共同利益の保護増進を目的とする被労働者の團體又はその聯合を謂ふ。

二、本法の適用を受けんとする労働組合の代表者は組合規約を添へたる事務所々在地の地方長官に届け出ることを要す。

三、労働組合規約には左の事項を記載する事を要す。

**失業保險法要綱**

一、保險の種類——同業種別失業保險制度たること

二、被保險者の範圍——(イ)現行健康保險法及び労働者災害扶助法の適用範圍より始めらるる。(ロ)日傭労働者に對しては、日傭労働者失業救済法を制定適用すること

三、失業の意識——(イ)本法の失業者とは、労働能力あり而して求職しつゝあるに拘はらず、適當なる職業に就き能はざる者を謂ふ。(ロ)所謂一部失業者及び間歇的失業者に對しても失業給付をなすこと

四、特期——三日とすること。

五、失業保險給付——給付額を平均一圓とすること。

六、保險給付の期間——百八十日とすること。但し、それ以上の失業者に對しては特別の救護方法を採ること。

七、失業者の再就職——(イ)就職のための旅行手當を支給し及び運賃を無料とすること。(ロ)職業教育を施し再就職の機会を與ふること。(ハ)其他再就職のために必要な道具衣服等を給與すること。

八、保險費用の負擔——國庫、労働者、雇主の三者平等負擔とする。

九、保險の經營——中央保險局の下に地方保險局を設く。保險委員は労働組合代表者を参加せしめること。

(一)名稱、(二)目的、(三)主たる事務所、(四)組合員資格に關する規定、(五)組合員の加脱退に關する規定、(六)組合の大會其他の會議に關する規定、(七)組合の執行機關並に其他役員の種類資格及任免に關する規定、(八)加盟金及組合費並に會計に關する規定、(九)組合規約の変更に關する規定、(十)組合の聯合及合併に關する規定。

四、労働組合並に其の事業に對しては租税を賦課せず。

五、労働組合は労働争議につき、役員其他組合員が他人に加へたる損害を賠償する責に任せず。

六、雇主又はその代理人は労働組合員たる故を以て被労働者を解雇する事を得ず。雇主又はその代理人は被労働者と労働組合に加盟せざる事又組合より脱退する事を解雇條件となす事を得ず。

七、労働組合が雇主又はその團體と労働協約を締結したる場合に於て之に反する組合員と雇主との單獨契約條項は之を無効とす。

八、労働組合の役員又は組合員は労働争議遂行の目的を以て監視、訪問、不買同盟、團體的示威又は文書の頒布若しくは貼付を妨したるの故を以て處罰せらるることなし。

九、労働組合の組合員たる未成年者又は有夫の女子は組合員としての行為に關し法定代理人の同意又は夫の許可を要せず。

十、労働組合は司法裁判所の判決を知るにあらざれば何故せらるることなし。

十一、地方長官は労働組合の規約又は決議法令に違反するものありと認めたるときは警告を發し若し應ぜざる場合にはその消變更を裁判所に告訴する事を要す。

十二、六に違反したる雇主又は代理人は六月以上三年以下の懲役

**労働協約法要綱**

一、本法に於て労働協約と稱するは、本法第六に規定せる労働協約の能力ある雇傭者並に雇傭者團體と被雇傭者團體との間に文書によつて締結せる労働條件の協約を云ふ。

二、労働協約の締結されたる場合に於ける個人的契約は被労働者の利益となる部分に限り有効とす。

三、労働協約當事者は、協約締結後、二週間以内に地方長官に届け出づるものとす。

四、労働協約中の條項が同一行政区域内に於ける同一産業若しくは職業の過半数に適用せらるゝに至りたる時、若しくは同條項が被労働者の利益に對し重大なる價值を有するに至りたる時は、該協約條項は協約に關係なき同一産業並に職業にも適用さる可きものにして、内務大臣は此旨一般に公旨する事を要す。

五、第四の適用を受けるものにして異議を有するものは、適用さるることの不當たる事實を證明する書類を添付し、二週間以内に行政裁判所に異議の申立を爲すことを得。

六、雇傭者又は被雇傭者の團體にして、その規約又は定款によつて決議並に執行の機關を有し、並にその規約又は召集方法を規定せるものは、労働協約の能力あるものとす。但し、被雇傭者の團體は左の條件を具備することを要す。

(一)ある一定の經營に所屬する事を團體員の資格として規定せざること。

(二)雇傭者を團體員として加入せしめざる自主獨立の團體なること

七、労働協約は期間の經過若しくは双方の同意によつて終了す。但し、